

区分	その他
----	-----

資料 1

案 件 概 要

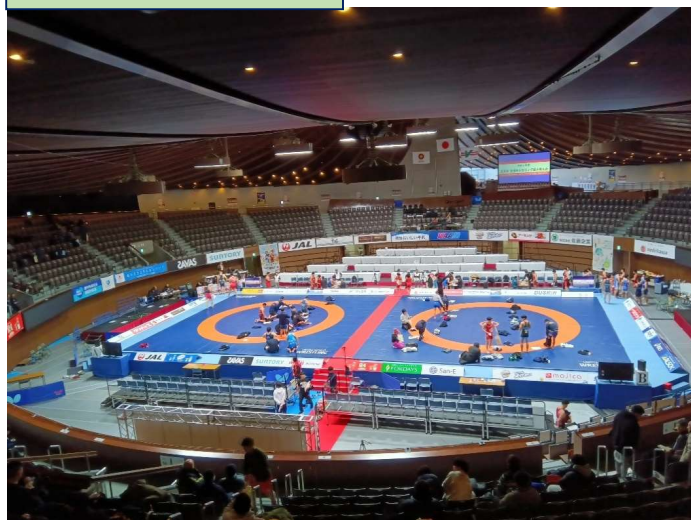
共 通	
件名	レスリングマットの贈与
団体名	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
処分方法	贈与
財産処分	
【財産名（型番）】 株式会社泰山スポーツジャパン TQ1519	【贈与先】 公益財団法人日本レスリング協会
【数量】 4	【数量】 4
【取得単価】 5, 200, 000円（税抜）	【譲渡価格】 無償
【取得時期】 令和7年11月18日	【処分時期】 事業団が指定する日
【大会時設置場所】 府中市立総合体育館	【後利用方法】 公益財団法人日本レスリング協会において、デフレスリングをはじめとした競技の普及・振興、競技力向上を目的として、主催大会はもとより、同協会の加盟団体主催大会への貸与等により幅広く活用
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部財務グループ

(別紙) 対象物品について

品名	数量	取得単価 (税込)	処分先(予定)
株式会社泰山スポーツジャパン TQ1519	4	5,720,000円	公益財団法人日本レスリング協会



大会後の活用イメージ



契約・調達案件 個別確認表（財産処分）

案件名 レスリングマットの贈与
 処分方法 贈与

確認の視点	確認内容	備考
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。 	
処分方法及び処分先の選定が適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ●贈与である。 ●処分先では、レガシーとしての有効活用が見込まれる。 ●「贈与先が国又は地方公共団体、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人が行う公益目的事業のために贈与を行う場合」という公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部における取得財産等の処分に関する細則の基準に該当する。 	